四十七 第65条の5 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)) 関係

	改	正		後			2	沙	正		前	
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 65の5 - 1						化等の証明書の区分	一覧表)					
別表四 農地係	R有の合理化等に関す	「る証明書	の区分一覧表	長		別表四	農地保存	有の合理化等に関す	-る証明書(の区分一覧表	長	
区分	内 容	発行者	根拠条項	備	考	X	分	内 容	発行者	根拠条項	備	考
(4)	(1)					4		(f)				
	A 農地若しくは採草放牧地 は採草放牧地 又はこれらの 土地の上に存	也 D						A 農地若しくは採草放牧地 は採草放牧地 又はこれらの 土地の上に存	D E			
	する権利 <u></u> 次のいずれか	<u></u>						する権利				
	<u>の書類</u> (A) (B)							(A) (B)				
	B 左の開発し て農地とする ことが適当な	3						B 左の開発し て農地とする ことが適当な	5			
	土地若しくに 農業用施設の	すり						土地若しくに 農業用施設の	t O			
	用に供するこ ととされてい る土地又はこ	1						用に供するこ ととされてい る土地又はこ	1			

れらの土地の 上に存する権 利 <u>次の書</u> 類 (A)	れらの土地の 上に存する権 利 (A) (B)	
条第2項第1号 2項第1号 定 又は第2号 2号 設 山	その他の一 の 施 設 と 林業用施 及び特定農 対地域にお 3	その他の一 定 の 施 設 と は、特定農山 村地域におけ る

四十八 第65条の7~第65条の9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)) 関係

改正	後		改	正	前
(事務所等の建物及びその附属設備の範囲) 65の7(1)-18 <u>措置法令第39条の7第2項</u>		-		附属設備の範囲) 39条の7第1項	
(福利厚生施設の範囲) 65の7(1)-19 <u>措置法令第39条の7第2項</u>		(福利厚生施 65の7(1)-19	-	39条の7第1項	
(平成3年3月31日以前に取得した土地等に 65の7(1)-24 法人が、平成3年3月31日以前 日以後に当該法人により当該土地等の上に 事務所等として使用されているものの譲渡 法第65条の7第1項の表の第1号の上欄に が、当該土地等は当該譲渡資産に該当する。	前に取得をした土地等とともに同 建設をした建物で当該法人により をした場合には、当該建物は措置 規定する譲渡資産に該当しない	65の7(1)-24 4月1日以 土地等(同 む。以下65	法人が、平成 後の措置法令 項に規定する の 7 (1)- 24にる	取得した土地等についての 成3年3月31日以前に取得 第39条の7第2項に規定す 被合併法人が同日前に取得 おいて同じ。)とともに同日 た建物で当該法人により事	をした土地等 <u>(平成3年</u> る合併により受け入れた をしたものに限る。 <u>を含</u> 以後に当該法人により当

(注) その土地等が平成3年3月31日以前に取得をしたものであるかどうかの 判定に当たり、当該土地等が措置法令第39条の7第36項各号に掲げる資産 に該当する場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認めら れているのであるから留意する。

(既成市街地等に含まれない埋立地の範囲)

65の7(1)-25措置法令第39条の7第2項......

(移転促進地域から除かれる区域)

(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)

65の7(1)-39 法人が、措置法第65条の7第1項の表の第20号の上欄に規定する所有期間(以下65の7(1)-39において「所有期間」という。が10年を超える土地等とともに当該土地等の上に建設された所有期間が10年を超えない建物又は構築物を譲渡した場合には、当該建物又は構築物は同欄に規定する譲渡資産に該当しないが、当該土地等については同欄に規定する他の要件を満たすものであれば当該譲渡資産に該当することに留意する。

同項の表の第21号の上欄及び第22号の上欄に規定する譲渡資産についても、同様とする。

(注) その土地等の所有期間が10年を超えるものであるかどうかの判定に当た り、当該土地等が措置法令第39条の7第36項各号に掲げる資産に該当する 場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認められているの であるから留意する。

(中小企業者等に該当するかどうかの判定の時期)

65の7(1)-39の2 法人が、措置法第65条の7第1項の表の第21号の上欄に掲げる法人に該当するかどうかは、同号に規定する土地等、建物又は構築物を

いるものの譲渡をした場合には、当該建物は措置法第65条の7第1項の表の第1号の上欄に規定する譲渡資産に該当しないが、当該土地等は当該譲渡資産に該当することに留意する。

(既成市街地等に含まれない埋立地の範囲)

65の7(1)-25措置法令第39条の7第1項.......

(移転促進地域から除かれる区域)

65の 7 (1)- 28<u>近促法第 2 条</u>......<u>中小企業事業団</u>...

(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)

65の7(1)-39 法人が、取得した日から引き続き所有していた資産のうち所有期間(措置法第65条の7第1項の表の第20号の上欄に規定する所有期間をいう。以下65の7(1)-39において同じ。が10年を超える土地等とともに当該土地等の上に建設された所有期間が10年を超えない建物又は構築物を譲渡した場合には、当該建物又は構築物は同欄に規定する譲渡資産に該当しないが、当該土地等については同欄に規定する他の要件を満たすものであれば当該譲渡資産に該当することに留意する。

同項の表の第21号の上欄及び第22号の上欄に規定する譲渡資産についても、 同様とする。

(特定中小企業等に該当するかどうかの判定の時期)

65の7(1)-39の2 法人が、措置法第65条の7第1項の表の<u>第20号又は</u>第21号の上欄に掲げる法人に該当するかどうかは、これらの号に規定する土地等、

譲渡した時の現況によって判定するものとする。	建物又は構築物を譲渡した時の現況によって判定するものとする。
(使用する従業員の範囲)	(使用する従業員の範囲)
65の7(1)-40 措置法令第39条の7第21項	65の7(1)-40 措置法令第39条の7第25項
(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)	(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)
65の7(1)-43 措置法令第39条の7第18項	65の 7 (1)- 43 措置法令第39条の 7 第19項
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6) 法第51条第1項に規定する特定出資又は措置法第66条第1項に規定する	(6) 法第51条第1項に規定する特定出資により取得した株式(出資を含む。)
特定共同出資により取得した株式 (出資を含む。)のうち、現物出資をした	のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時にお
固定資産及び有価証券に係るものの取得の時における価額の合計額	ける価額の合計額
(造)1	(注)1
2	2
(特定事業に係る収入金額の範囲)	(特定事業に係る収入金額の範囲)
65の7(1)-44 特定事業収入割合を計算する場合において、次に掲げる収入金	65の7(1)-44 特定事業収入割合を計算する場合において、次に掲げる収入金
額は、総収入金額には含まれるが、特定事業 (措置法第65条の7第1項の表	額は、総収入金額には含まれるが、特定事業(措置法第65条の7第1項の表
の第21号の上欄 <u>のイ</u> に定める事業をいう。以下65の7(1)- 45において同じ。)	の第21号の上欄 <u>に規定するイから八まで</u> に定める事業をいう。以下65の7(1)
に係る収入金額には含まれないことに留意する。	- 45において同じ。)に係る収入金額には含まれないことに留意する。
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)	(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)
65の7(1)- 52措置法令第39条の7第26項	65の 7 (1)- 52措置法令第39条の 7 第28項
V/	
(特定現物出資資産等の取得の日)	(新 設)
65の7(1)-53 措置法第65条の7第1項の表の第1号、第20号、第21号又は第	
22号の上欄に規定する取得の日につき特例が認められる譲渡資産は、措置法	

令第39条の7第36項各号に掲げる資産に限られるから、例えば、法第51条第

1項に規定する特定出資により受け入れた資産(措置法令第39条の7第36項第3号かっこ書に該当する資産を除く。)又は措置法第65条の7第1項の規定により圧縮記帳の規定の適用を受けている資産を譲渡しても、その資産の取得の日は、法人が実際にその資産を取得した日によることに留意する。

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

- 65の 7 (1)- 54 措置法第65条の 7 第 1 項の表の第 1 号、第20号、第21号又は第 22号の規定を適用する場合において、その譲渡資産が次に掲げるものに該当 するときは、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) 借地権を有する法人が当該借地権に係る土地を取得したことにより借地権が消滅した土地 消滅した借地権に対応する部分の土地はその借地権の取得の日に取得し、当該借地権に対応する部分以外の部分の土地は、その土地の取得の日に取得したものとする。
- (2) <u>借地権の返還を受けた土地</u> <u>返還に際して支払った立退料等の額に対応</u> する部分の土地は、その返還を受けた日に取得し、それ以外の部分の土地 は、その土地の取得の日に取得したものとする。

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

- 65の7(1)-55 法人が、措置法第65条第1項の規定の適用を受けた同項第5号に規定する権利又は当該権利に基づき取得した建物で同条第5項の規定の適用を受けたものを譲渡した場合における措置法第65条の7第1項の表の第1号、第20号、第21号又は第22号の規定の適用については、次によることに留意する。
- (1) 当該権利を譲渡した場合において、当該権利の取得の基因となった譲渡 資産の取得の日が平成3年3月31日以前であるときは、当該権利は同項の 表の第1号の上欄に掲げる資産に該当するものとし、当該権利の取得の基 因となった譲渡資産の取得の日の翌日から当該権利を譲渡した日の属する 年の1月1日までの所有期間が10年を超えるときは、当該権利は同項の表 の第20号、第21号又は第22号の上欄に掲げる資産に該当する。
- (2) <u>当該権利に基づき取得した建物で措置法第65条第5項の規定の適用を受けたものを譲渡した場合には、当該権利の取得の基因となった譲渡資産の取得の日に当該建物を取得したものとする。</u>

(新 設)

(新 設)

(信地権を消滅させに後土地の議渡をした場合等の議渡対価の区分)	(新 鼓)
<u>65の7(1)-56</u> 法人が65の7(1)-54に該当する土地の譲渡(当該土地に係る借	
地権の設定を含む。をした場合(その土地の一部が措置法第65条の7第1項	
の表の第1号、第20号、第21号又は第22号の上欄に掲げる土地に該当しない	
ものとされる場合に限る。)において、これらの号の規定の適用を受けるとき	
は、当該各号の上欄に掲げる土地に該当するものとされる部分の土地の譲渡	
について当該各号の規定を適用する。この場合におけるその譲渡対価の額及	
び譲渡直前の帳簿価額の区分は、62の3(2)-8、62の3(2)-9、62の3(3)-	
2及び62の3(3)-3の取扱いに準ずるものとする。	
(交換の場合の買換資産)	(交換の場合の買換資産)
<u>65Φ 7 (1)- 57</u>	<u>65の 7 (1)- 53</u>
(支払った交換差金についての買換えの適用)	(支払った交換差金についての買換えの適用)
<u>65の7(1)-58</u>	<u>65の 7 (1) - 54</u>
	(注)昭和50年4月1日以後の交換について適用する。
(差益割合の計算)	(差益割合の計算)
65の 7 (3)- 1	65の 7 (3)- 1
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(注) <u>同条第34項</u>	(注) <u>同条第36項</u>
(圧縮記帳をした資産についての特別償却の不適用)	(圧縮記帳をした資産についての特別償却の不適用)
65の 7 (3)- 11第46条及び第46条の 2	65の 7 (3)- 11 <u>第42条の11第 1 項</u> 第46条及び第46条の 2
(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却)	(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却)
65の7(3)-12同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第	65の7(3)-12同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第
42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項、第43条から <u>第45条</u>	42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項、第43条から <u>第45条</u>
の3まで及び第46条の3から第49条まで	の 2 まで及び第46条の 3 から第49条まで

(1)

(2) 同法第45条の2第3項、第46条の3から第48条まで及び第49条第2項...

(1)

(2) 同法第45条の2第3項及び第46条の3から第48条まで......

(注)1 2	
(特別償却を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)	(特別償却を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)
65の7(3)-13措置法第42条の5から第42条の8まで、第42条の12から <u>第45条の3</u> まで及び第46条の3から第49条まで	65の7(3)-13措置法第42条の5から第42条の8まで、第42条の12から <u>第45条の2</u> まで及び第46条の3から第49条まで
(取得指定期間の認定)	(取得指定期間の認定)
65の7(4)-3 <u>措置法令第39条の7第26項</u>	65の7(4)-3 <u>措置法令第39条の7第28項</u>
(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)	(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)
65の7(4)-4 <u>措置法令第39条の7第26項</u>	65の7(4)-4 <u>措置法令第39条の7第28項</u>
(取得指定期間の再延長)	(取得指定期間の再延長)
65の7(4)-5 <u>措置法令第39条の7第26項</u>	65の7(4)-5 <u>措置法令第39条の7第28項</u>
(取得をする見込みである資産に係る書類) 65の7(4)-10 <u>措置法規則第22条の7第12項</u> に規定する取得をする見込みであ る資産を明らかにする書類は、付表の書式 <u>(これに準ずる書式を含む。</u> によ る。	(取得をする見込みである資産に係る書類) 65の7(4)-10 <u>措置法規則第22条の7第13項</u> に規定する取得をする見込みであ る資産を明らかにする書類は、付表の書式による。
(買換えの証明書の添付)	(買換えの証明書の添付)
65の7(5)-3 <u>措置法規則第22条の7第8項</u> 、 <u>第10項</u> 及び <u>第11</u>	65の7(5)-3 <u>措置法規則第22条の7第9項</u> 、第11項及び <u>第12</u>
<u>項</u>	項